

所得税と住民税の関係性

目 次

1	全般	1 頁
2	所得税、住民税の税額算出の基本的フロー	2 頁
3	収入の確定	2 頁
4	収入から所得の算出	4 頁
5	課税所得の算出	7 頁
6	課税所得から税額の算出	8 頁
7	税額控除	9 頁
8	税額の決定、減免	10 頁

令和7年2月9日作成

作成者 迫 田 忠 明

1 全般

(1) 所得税と住民税

ア 国税と地方税

所得税と住民税は、1月1日から12月31日までの1年間の所得から計算される税金で、所得税は国税、住民税は地方税である。住民税は、法人に対して課税するものを法人住民税、個人に対して課税するものを個人住民税という。所得税と個人住民税は、いずれも個人の所得を基に算出する税金である。

イ 個人住民税

個人住民税は、市の税金である「市民税」と県の税金である「県民税」を合わせた呼び方であり、まとめて「住民税」と呼ぶ。市民税と県民税は、納税者にとって便利になるよう市が一括して課税し、徴収している。

ウ 法人住民税

個人住民税と同様に、法人も所在地の地方自治体に対して法人住民税を納付する。法人住民税は、個人住民税とは算出方法や納付期限が異なる。本稿では個人住民税を取り上げ、これを以下単に「住民税」として記載する。

尚、法人に課税する税金は、法人税、法人住民税、消費税等であり。法人所得税という名の税は無い。

(2) 所得税

ア 給与所得者

給与所得者は、年末調整や所得税確定申告で税額を調整する。雇用主は、その年の最後の給与等を支払う際に、給与の総額に対する最終的な税額と、年間を通じて納付された源泉徴収税額の合計額との過不足を調整する「年末調整」が設けられており、多くの給与所得者は確定申告を要しない。

源泉徴収額は、支払われた給与から健康保険や厚生年金などの社会保険料を差し引いた金額を「給与所得の源泉徴収税額表」に当てはめて、該当する源泉徴収税額を給与から差し引く。

イ 個人事業主

個人事業主は1年間に得た所得から所得税を計算し、原則として翌年2月16日から3月15日までの期間に税務署に確定申告を行い、申告した所得税を納付する。

個人事業主の所得は、事業所得などに分類される。また、投資で得た配当や不動産などで所得があった場合も所得税の対象となるので、確定申告が必要である。

ウ 年金受給者

年金受給者には、毎年、日本年金機構などから「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付され、それを提出することで各種控除（配偶者控除、扶養控除、障害者控除など）を受けることができる。提出しないと各種控除が受けられず、源泉徴収税額が多くなる場合がある。

源泉徴収税額 = (定期支給期月の支給金額 - 控除額) × 5.105% (復興特別所得税を含む)

(3) 住民税

ア 年末調整や所得税確定申告

住民税は、年末調整や所得税確定申告の情報を基に算出され、税務署に所得税の確定申告を行うと、その情報が居住する市区町村に送られ、市区町村は確定申告の情報から住民税額を計算し、6月頃に通知書で本人に通知する。

所得税の確定申告を行っていれば、税務署から市区町村に情報が共有されるため、住民税の申告を行う必要はない。

イ 納付期限

住民税は、6月末日までに一括または年4回の分割払いで納めるが、所得税の納付期限（原則として3月15日）とは異なる。

2 所得税、住民税の税額算出の基本的フロー

(1) 基本的フロー

所得税額、住民税額算出のフローは下記のとおりである。

- ① 収入の確定
- ② 収入から所得の算出

- ③ 所得控除
 - ④ 課税所得の算出
 - ⑤ 課税所得から税額の算出
 - ⑥ 税額控除
 - ⑦ 税額の決定・減免
- (2) 税額算出要領の関係性
 所得税も住民税も、個人の所得を基に算出する税金である。上記①～④の税額算出要領は所得税も住民税も基本的には同じであるが、⑤、⑥の税額算出要領は大きく異なる。

3 収入の確定

(1) 対象となる収入

ア 収入の種類

- ① 利子所得
- ② 配当所得
- ③ 不動産所得
- ④ 事業所得
- ⑤ 給与所得
- ⑥ 退職所得
- ⑦ 山や森からの収穫
- ⑧ 譲渡所得
- ⑨ 一時所得
- ⑩ 雑所得（年金収入など）

イ 一時所得

(ア) 一時所得とは

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいう。

(イ) 生命保険金

a 満期や解約による保険金、死亡保険金は一時所得

満期や解約による保険金、死亡保険金は、保険料の負担者と保険金受取人が同一で一時金で受け取った場合は、一時所得になる。

一時所得の金額＝（受け取った保険金金額－払込保険料総額－特別控除額50万円）

×1/2

尚、死亡保険金を年金で受領した場合は、一時所得ではなく雑所得になり、年金を受け取る際に原則として所得税が源泉徴収される。

b 給付金

次の給付金は、一時所得外（収入外）である。

- ① 入院給付金
 - ② 先進医療給付金
 - ③ 高度障害給付金
 - ④ 手術給付金
 - ⑤ がん新札給付金
 - ⑥ 通院給付金
 - ⑦ 放射線治療給付金
- 等

(ウ) 地震保険の保険金

地震保険の保険金は、受けた損害に対する穴埋めの意味があり、受け取る保険金は損害への補填となり利益が生まれることはないので一時所得外（収入外）になる。

(エ) 火災保険の保険金

火災保険の保険金は、受けた損害に対する穴埋めの意味があり、受け取る保険金は損害への補填となり利益が生まれることはないので一時所得外（収入外）になる。

(2) 対象とならない収入

上記（1）で述べたように、基本的に損害への補填となり利益が生まれることはない収入は収入対象外である。その他に下記の場合、収入対象外になる。

ア 実質弁償的性格に基づくもの

- ① 給与所得者の出張旅費、転勤旅費など
- ② 給与所得者の通勤手当(月10万円まで)

イ 社会政策的配慮に基づくもの

- ① 家具・衣服など生活に通常必要な動産の譲渡による所得
- ② 授業料などの学費に充てるためになどに給付される金品
- ③ 損害保険金、損害賠償金(後述)、見舞金など
- ④ 雇用保険、健康保険、国民健康保険の保険給付など
- ⑤ 生活保護のための給付
- ⑥ 遺族年金、傷病賜金、増加恩給など

ウ 公益的な目的に基づくもの(抜粋)

ノーベル賞の賞金、文化功労者年金

エ 二重課税の防止に基づくもの(抜粋)

相続、遺贈または個人からの贈与により取得するもの

(注) 相続や贈与などにより得た所得については、相続および贈与税の確定申告時に課税されるため、受け取り時には非課税となる。

オ その他(抜粋)

- ① NISAなどの非課税口座の上場株式等にかかる配当所得・譲渡所得
- ② 宝くじの当選金

(3) 損害賠償金

ア 収入対象

次のものは、売上の補填(商品を消費して収入を得たことと同様の扱い)として見做されるため収入対象である。

① 交通事故に遭った際に、商品の配送中でその商品(棚卸資産)の破損などに対して支払われる補償

- ② 事故に遭って車両が使えない間の本来得られる収益に対する補償
- ③ 店舗の損害による休業補償

イ 収入対象外

突発的な事故や災害などで損害賠償金などを受け取った次の場合は、収入対象外である。

- ① 車両や店舗などの破損などによって車両や店舗そのものに対する補償は収入対象外)
- ② 交通事故に遭った際に、加害者から受け取った治療費や慰謝料については収入対象外
- ③ 給与や事業の収益の補償として受け取った補償も収入対象外

(4) 収入対象外は申告不必要

収入対象外は、それに関する手続きは必要無い。確定申告時には特に何もしなくて良い。また、収入対象外について、取得する際に必要経費が発生したとしても、それは経費として認められない。

4 収入から所得の算出

(1) 1年間に得た収入から所得を算出

ア 給与所得者

年間の給与や賞与を合計し、給与所得控除を差し引く。

給与収入金額	給与所得控除額
～162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%＋440,000円
660万円超～850万円以下	収入金額×10%＋1,100,000円
850万円超	1,950万円(上限)

イ 個人事業主

個人事業主の所得は、事業で得た利益であれば「事業所得」と呼ばれる。年間の売上から売上原価や従業員への給料などの必要経費を差し引きして所得を出す。

例えば年間の売上(年収)が1,000万円で、必要経費が300万円かかった場合、所得は700

万円になる。

ウ 年金受給者（65歳以上）

公的年金等の収入と雑所得の関係は、次のとおりである。

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
110万円以下	0円
110万円超～330万円未満	収入金額－110万円
330万円以上～410万円未満	収入金額×0.75 －727万5千円
410万円以上～770万円未満	収入金額×0.85 －68万5千円
770万円以上～1,000万円未満	収入金額×0.95 －145万5千円
1,000万円以上	収入金額－195万5千円

3 所得控除

所得控除とは、納税者自身の生活状況に応じたさまざまな減免措置を設け、税の公平性を保つための制度である。納税者の生活状況に合わせて、所得額から一定の金額を差し引くもので15種類の所得控除がある。

所得控除は所得額から一定金額を差し引く制度



るものがあり、確認が必要である。

- ⑧ 生命保険料控除
- ⑨ 地震保険料控除
- ⑩ 小規模企業共済等掛金控除
- ⑪ ひとり親控除
- ⑫ 寡婦控除
- ⑬ 勤労学生控除
- ⑭ 障害者控除
- ⑮ 雑損控除

(2) 所得控除の適用

ア 給与所得者

給与所得者の所得控除は、給与所得者やパート、アルバイトなどの、勤務先から給与を受け取っている人が適用できる控除で、別に申告をしなくても年末調整をすれば会社側で反映してくれる。

医療費控除、寄附金控除、雑損控除の3つについては、年末調整では対応できない。この3つの控除を適用したい場合は、給与所得者が勤務先で年末調整を受けていても、別途、自分で確定申告を行う必要がある。

イ 個人事業主

個人事業主は、給与所得者と異なり、所得税を自ら申告して納める必要がある。一定の条件を満たした個人事業主は、所得金額の計算などについて、「青色申告特別控除」が受けられる「青色申告制度」が利用できる。青色申告する人のうち、複式簿記で記帳し確定申告した人は年間の所得から最大55万円、複式簿記以外であれば最大10万円の特別控除を受けることができる。

ウ 年金受給者

公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算する。65歳以上の人は、公的年金等の最低控除額が多くなっている。高齢者を扶養している人は、配偶者控除や扶養控除の額が増額される。

65歳以上の場合は158万円を超える公的年金等や一定の生命保険契約等に基づく年金を受け取る時は、所得税等が源泉徴収されるが、年末調整が行われないため確定申告で1年間の税金を精算する。

以下に主な所得控除を記載する。

(3) 基礎控除

15種類の所得控除のうち、基礎控除は全ての納税者に適用される。令和2年度以降、基礎控除額は納税者本人の合計所得金額によって、次のようになっている（抜粋）。

納税者本人の合計所得金額	控除額
～2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円

(注) 参考：103万円の壁

給与所得控除の最低額55万円と全ての納税者が適応となる基礎控除48万円を合計すると103万円になり、給与収入が103万円を超えると所得税が掛かる。

(3) 配偶者控除

配偶者控除は、生計を一にする配偶者の所得額が48万円以下の場合に適用できる控除、パート・アルバイトなどの給与収入だけの場合には、適用となる所得額は年収103万円以下になる（納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下）。

(4) 配偶者特別控除

配偶者の年間所得が48万円を超え、配偶者控除の対象外になったとしても、133万円以下であれば配偶者特別控除の対象になる可能性がある。パート・アルバイトなどの給与収入のみの場合には、年収103万円超201万6,000円未満で適用対象になる。

(5) 扶養控除

扶養控除は、控除対象となる扶養親族がいる場合、課税所得から一定の金額を差し引くことができる制度で、控除対象となる親族は要件を満たす必要があり、年齢や同居の有無などによって控除額が設定されている。

配偶者も納税者に扶養される場合があるが、扶養控除は対象外となり配偶者控除や配偶者特別控除が適用される。

扶養親族に該当する人の範囲

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人
- ② 納税者と生計同一
- ③ 年間の合計所得金額が48万円以下
一般の控除対象扶養親族（年齢が16歳以上） 控除額38万円

(6) 医療費控除

ア 医療費控除とは

医療費控除とは、本人、または本人の配偶者や生計同一の親族がその年の1月1日から12月31日までに負担した医療費で、対象の期間中に支払った医療費が合計で10万円を超えている場合、超えた金額の部分がその年の所得から差し引かれる。

所得金額が200万円未満の人は、所得金額の5%を超えた部分がその年の所得から差し引かれる。

イ 医療費控除額

医療費控除額＝実際に支払った医療費の合計額－①－②

① 保険金などで補填された金額

② 所得合計金額が200万円までの人は「所得合計金額×5%」、200万円以上の場合は10万円

(7) 社会保険料控除

ア 社会保険料控除とは

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、または配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を自分が納めたときに受けられる。

控除できる金額は、その年に実際に支払った金額または給与や公的年金等から差し引かれた金額の全額である。

イ 対象保険料（抜粋）

① 介護保険料

② 後期医療制度保険料

- ③ 国民年金保険料
- ④ 国民健康保険料
- 等

(8) 生命保険料控除

自分が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に所得控除を受けることができる。

以下は、所得税（新制度：2012年1月1日以降に結んだ契約）における年間の支払保険料等と控除額の関係を示したものである。

年間の支払保険料等	控除額
2万円以下	支払保険料等の全額
2万円超 ～ 4万円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
4万円超 ～ 8万円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
8万円超	一律 40,000円

(9) 地震保険料控除

納税者が特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または掛金を自分が支払った場合には、持ち家、賃貸住宅の住居形態にかかわらず一定の金額の所得控除を受けることができる。

年間の支払保険料の合計	控除額
5万円以下	支払金額の全額
5万円超	一律5万円

(地震保険料控除額の上限は、所得税は5万円、住民税は2.5万円)

5 課税所得の算出

(1) 課税所得の算出式

課税所得 = 所得金額 - 所得控除金額

(2) 所得税と住民税の課税所得の差異

下記（抜粋）のように、所得税と住民税の所得控除額に差異があり、課税所得は、所得税と住民税で差異が生ずる。

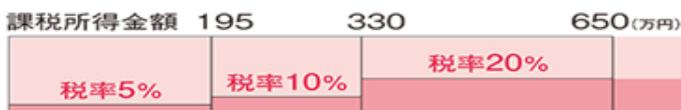
所得控除の種類	所得税	住民税
① 生命保険料控除	12万円（最高）	7万円（最高）
② 地震保険料控除	5万円（最高）	2万5千円（最高）
③ 障害者控除	27万円	26万円
④ 寡夫控除	27万円	26万円
⑤ 寡婦控除	27万円	26万円
⑥ 勤労学生控除	27万円	26万円
⑦ 扶養控除（一般）	38万円	33万円
⑧ 配偶者控除（老人）	48万円	38万円
⑨ 基礎控除	48万円	43万円

6 課税所得から税額の算出

(1) 所得税の税額（抜粋）

所得税の税額 = 課税所得金額 × 税率 - 税額控除額

課税される所得金額	税率	税額控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円



て税額を計算する所得もある。
支援することを目的とした「復興特別

所得割」が課税される。個人が負担する復興特別所得税額は基準所得税額の2.1%

(2) 住民税の税額

ア 均等割、所得割

住民税は、均等に課される均等割と前年の所得に応じて課される所得割の2種類（森林環

境税が新たに加わった)の税金の合計額である。

イ 均等割

市民税=3,000円

県民税=1,000円

ウ 所得割

市民税=課税所得金額×6%

県民税=課税所得金額×4%

エ 森林環境税(国税)

=1,000円

(注) 実際の課税では、上記基準を踏まえ都道府県や市町村が自らの判断で税率を定め、納めるべき額を決定している。

(3) 非課税

ア 所得税の非課税

(ア) 非課税対象

年間収入が103万円以下であれば、基本的に所得税の非課税対象となる。基礎控除48万円と給与収入180万円以下の給与所得控除額55万円の合計が103万円になり課税所得はゼロになる。

特別なケースでの非課税基準

① 母子家庭の場合： 基礎控除48万円+給与所得控55万円+寡婦控除27万円 =130万円

② 配偶者がいる場合： 基礎控除48万円+給与所得控除55万円+配偶者控除38万円=141万円

③ 個人事業主(自営業)の場合： 基礎控除48万円+配偶者控除38万円 =86万円

基礎控除48万円+配偶者控除38万円+青色申告控除(最大)65万円 =151万円

(イ) 確定申告不要

平成23年分の確定申告から、的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要になった。

イ 住民税の非課税(八千代の場合)

(ア) 課税されない人

① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

② 障害者、寡婦、ひとり親または未成年者で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

(イ) 均等割・森林環境税の非課税

前年中の合計所得金額が一定の金額以下の場合、非課税

① 扶養している人がいない場合：415,000円

② 扶養している人がいる場合：315,000円×(扶養人数+1)+289,000円

(ウ) 所得割の非課税

前年中の総所得金額等が一定の金額以下の場合、非課税

① 扶養している人がいない場合：450,000円

② 扶養している人がいる場合：350,000円×(扶養人数+1)+420,000円

ウ 所得税と住民税の課税・非課税

住民税は、一定の基準を超える所得があると均等割が課税される。一方、所得税では、所得控除の金額(基礎控除や社会保険料控除等)が合計所得金額を上回ると非課税になる。このように課税の方法が異なる部分があるため、所得税がかからない場合でも、住民税は課税となることがある。

7 税額控除

(1) 所得税の税額控除の種類(抜粋)

① 住宅借入金等特別控除

② 配当控除

③ 分配時調整外国税相当額控除

④ 外国税額控除

(2) 住民税の税額控の種類

- ① 配当控除
- ② 外国税額控除
- ③ 寄附金税額控除
- ④ 調整控除

(3) 住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入又は増改築等をした場合で、一定の要件に当てはまるときは、その借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額をその住宅を居住の用に供した年以後の各年分の所得税額から控除するという特例である。

(4) 配当控除

剰余金の配当などの配当所得があるときには、一定の方法で計算した金額の税額控除を受けることができ、これを配当控除という。

日本国内に本店のある法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託の収益の分配などで、確定申告において総合課税の適用を受けた配当所得に限られる。

(5) 調整控除

平成19年度以降の個人住民税を対象に、所得税・住民税による人的控除額の差に基づいた負担増を調整するため、所得割額から減額される控除のことで、税源移譲に伴う税制改正により、納税者の税負担が変動しないように制定された。

所得税と個人住民税では配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があり、所得税から個人住民税への税源委譲を行うに当たり、個人の税負担額が変わることのないよう個々の納税者の人的控除の適用状況により次の計算式で計算した額が控除される。

ア 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか小さい額

① 所得税と個人住民税の人的控除の差の合計額（抜粋）×5%

控除の種類	金額
基礎控除	5万円
老人配偶者控除	10万円
一般扶養控除	5万円

② 個人住民税の合計課税所得金額×5%

イ 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

(所得税と個人住民税の人的控除の差の合計額 — 個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額) ×5%

8 税額の決定、減免

(1) 税額の決定

ア 給与所得者

給与所得者は、毎年1月末を期限とし、勤務先から前年の給与支払報告書が市町村に送付され、税額を決定後、5月頃に特別徴収税額決定通知書と納付書が勤務先へ送付され、6月より給与から源泉徴収が行われる。

イ 個人事業主

個人事業主は、毎年確定申告すると、税務署から確定申告書に記載された情報が市町村に送付され、納税額が決定された後、個人宛に住民税決定通知書と納付書が送付される。送られてきた納付書により、金融機関やコンビニで一括または4期分割で支払う。一括の納付期限は6月末まで、4期分割の納付期限は第1期が6月末、第2期が8月末、第3期が10月末、第4期が翌年1月末までである。

ウ 年金受給者（特別徴収）

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ない。

2009年10月から、公的年金から住民税が引かれる特別徴収が行われるようになった。特別徴収の対象は、4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者のうち、住民税を納税する義務がある人である。

6月に通知する市民税・県民税税額決定納税通知書に記載されている税額を、公的年金の

支払者（日本年金機構など）が年6回の年金支給の際に市民税・県民税を徴収し、納入する。

(2) 減免制度（細部略）

ア 所得税の減免

災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金などにより補填される金額を除く。）がその時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について雑損控除の適用を受けない場合は、「災害減免法」によりその年の所得税が減免される。

イ 住民税の減免

病気や休職などにより所得が皆無となり、著しく生活が困窮した人、自然災害により大きな損害を受けた人等、様々な事情により市民税・県民税の納付が困難になった場合、申請により市民税・県民税が減免される。

連絡先（八千代市民の例）

1 所得税

千葉地方法務局 船橋支局
〒273-0022
千葉県船橋市海神町2丁目284-1
047-431-3681

2 住民税

八千代市市民税課
〒276-8501
千葉県八千代市大和田新田312-5
047-421-6691